

## 研究者交流促進プログラム Q&A

### 【研究者向け】

#### ●参加条件

- ・対象となる機関（法人）は、どんな機関ですか？
  - ⇒ 大学共同利用機関法人と大学等との連携施策という本制度の主旨より、原則として我が国の国公立大学等に所属する研究者としています。
  
- ・対象となる研究者の条件はありますか？
  - ⇒ 応募時点において、所属する大学等に1年以上在籍し、給与の支給を受けている常勤の研究者で、本プログラムの研究終了時にも当該大学等に継続して在籍していることが条件です。研究期間中及び終了後に定年、退職、辞職等が予定されている場合は応募の対象とはなりません。
  
- ・外国の大学等に在籍する研究者は申請できますか？
  - ⇒ 本プログラムの対象者は、その目的から、日本国内の大学等に所属する研究者（国籍は問いません）としています。外国の大学等に在籍する研究者は、日本学術振興会等が実施している外国人招へいのためのプログラムを利用してください。
  
- ・サバティカル制度でしかこのプログラムに参加できませんか？
  - ⇒ 研究期間中、所属する大学等より給与の支払いを受け、受け入れる研究所等で研究に専念することができるのであれば、派遣形態は特に問いません。ただし、申請の際に、所属する大学等の学長等、法人の長の許可が得られていることが必要です。
  
- ・研究期間に条件はありますか？
  - ⇒ 本プログラムは年度ごとに運営しており、十分な研究期間の下で成果を上げることが主旨としていることから、研究期間は各年度で3ヶ月以上1年未満としています。ただし、やむを得ず1年を超えることが想定される場合は、事前に相談願います。
  
- ・研究期間の延長は認められますか？
  - ⇒ 研究期間中、研究の進行状況により、延長の可能性が生じた場合は、できるだけ早期に相談願います。
  
- ・研究期間内に中断期間を設けることは可能ですか？
  - ⇒ 研究期間は、受入研究所等を主な研究場所とし、継続的に研究に従事することとしているので、中断期間の設定は認めません。ただし、通常の研究活動の一環として当該研究テーマに関する出張や、研究活動に影響のない範囲で所属する大学等と

定期的に往復する場合については、所属元の長と受入教員の了解の下で認めることがあります。

なお、研究期間中に、所属する大学等で通常業務に従事し、当初の研究計画や形態と大きく異なっている場合は参加を取り消すことがあります。

## ●申請方法

### ・申請書に「本機構対応教員」の欄がありますが、どのように探せば良いですか？

⇒ 申請にあたっては、受入研究所等の可否判断が必要となります。申請にあたっては、事前に、受入を希望する研究所等で対応する研究者を探し、研究テーマや参加の諸条件などについて確認を行ってください。

なお、関連する研究者に心当たりが無い場合は、あらかじめ受入を希望する研究所等に照会ください。

### ・どのようにして申請すれば良いですか？

⇒ 手引により本制度の確認→本機構対応教員の選定→研究テーマ、研究環境、参加条件等の確認→所属大学等（法人）の長の承諾→受入予定研究所長等へ申請、となります。

## ●交流促進経費

### ・交流促進経費は研究者の人件費ですか？

⇒ 交流促進経費は、研究者の交流を目的として、研究者の所属大学等に直接支払われる経費で、不在中の代替教員を雇用したりするための経費や周辺の環境を整えるために使用するものです。従って大学等には、本プログラムの実施に必要な事項に充てることと、不在中も大学等から当該研究者に給与を支払うこと以外の条件は付しません。ただし、そのことについて、あらかじめ本機構と当該大学等との間で覚書を締結することを支給要件としています。

### ・交流促進経費はどのように支払われるのですか？

⇒ 3か月毎に、受入研究者からの報告に基づき受入研究所長等が作成する「研究実施確認書」により、研究の実施状況を確認した上で、所属先の大学等が指定する銀行口座に翌月振り込みます。研究者に直接、交流促進経費が支払われることはありません。また、振込先として研究者個人の口座を指定することはできません。なお、研究開始及び終了時に1か月未満の研究期間がある場合は、前後の分と一括して支払います。

### ・研究期間中に職位が変わった場合、交流促進経費の額は変更されるのですか？

⇒ 交流促進経費は月額で設定しているため、当該月の最初の勤務日の職位に応じて支払います。研究期間中に変更がある場合は、予め受入研究者又は受入研究所等の事務担当者へ届け出てください。なお、月の途中で変更があっても、日割り計算は行いません。

・交流促進経費で備品を購入することはできますか？

⇒ 交流促進経費の用途は、「本プログラムの実施に必要な事項に充てること」として規定しているだけで、特にその用途は限定はしておらず所属大学等に委ねています。所属大学等の長の判断で、大学等における当該研究者の周辺環境の整備のために物件費等に充当することは可能です。

ただし、研究期間終了後に提出する、「研究者交流促進プログラム実施報告書」により、費目単位の執行額を報告する必要があります。

●遠隔地支援経費（宿泊費）

・自宅が研究所等に近い場合でも、アパートを借りれば遠隔地支援経費は適用されますか？

⇒ 遠隔地支援経費は、あくまでも、遠隔地からの参加をサポートするための経費です。自宅から研究所等までの通勤が不可能で、宿舍を借りなければ参加できないことが認められる場合に限り、支給します。

また、受入研究所等がゲストハウス等宿泊施設を有し、空室がある場合は、当該宿舍に入居することを前提とします。

・アパート等を借りる際に必要となった敷金、礼金等も補てん対象になりますか？

⇒ 支給対象は、借料のみで、敷金、礼金、共益費等は支給対象にはなりません。マンション等一切が借料に含まれている場合で、借料との区分が不可能な場合は借料とみなします。

・借りたアパートが上限額 120,000 円を超える場合の計算方法を教えてください。

⇒ アパートの家賃が 130,000 円の場合、まず上限額 120,000 円を超えた 10,000 円を切り捨て、そこから免責額 8,000 円を引いた 112,000 円が支払額となります。

・家族同伴で参加するため、世帯用宿舍を借りる場合は、住居費の対象となりますか？

⇒ 家族同居の一世帯分のみであれば対象となります。研究所等が管理するゲストハウスを利用する場合は、家族同伴の場合のみ、夫婦室等の利用を認め住居費の対象とします。

なお、家族同伴であっても支給上限額、免責額の基準は同一です。

・免責額が月額で設定されていますが、7/15 に宿泊施設に入居し、初回分として 8/14 までの 1 ヶ月分の料金を支払った場合はどうなりますか？

⇒ 免責額は月 8,000 円となっており月毎に算出するため、1 ヶ月に満たない月は日割り計算を行い、円未満は切り上げます。

7 月分：8,000 円×17/31 日＝4,387.09・・・円≒4,388 円

8 月分：8,000 円×14/31 日＝3,612.90・・・円≒3,613 円 計 8,001 円

ただ、円未満切り上げのため、請求回数が多くなればなるほど免責額が大きくなってしまいます。これは本来の趣旨に反しますので、最終請求回に入居期間を通じた免責額を算出し、その差を調整します。

## ●遠隔地支援経費（交通費）

### ・研究期間の途中の所属の先との往復費用は支給されますか？

⇒ 往復交通費は、本プログラム参加期間における開始時の往路分及び終了時の復路分の公共交通機関の運賃と旅行日の日当を支給します。日本国内の移動であることから宿泊を伴う移動は想定外とし、宿泊費は支給しません。

また、研究期間内における出張についても、研究者と本機構の間に雇用関係が無いことから、所属先の上司の命令により出張することになります。

### ・東京都内に住居があるのですが、近郊の場合は遠隔地支援経費が出ますか？

⇒ 研究所等の近郊の住居から研究に従事する場合は、遠隔地支援経費は支給されません。

## ●その他

### ・休暇や労働条件等はどうのように取り扱われますか？

⇒ 本プログラムは、研究環境を提供するという考え方に基づき、本機構との間で雇用関係は結びません。休暇、労働条件等は、所属大学等の就業規則等労働条件で対応することになりますが、就業時間等勤務形態に関しては受入研究所等とのバランスもあるので、事前に受入研究所等に確認してください。

### ・この制度は、何年くらい続く予定ですか？

⇒ 事業の実施状況、効果等の検証を行いながら、年度毎に継続か中止の判断をしますので翌年度の保証はできませんが、本機構としてはできるだけ継続したいと考えています。ただ、継続した場合でも、プログラムの内容に変更が生じる可能性があります。

## 【大学等事務担当向け】

- ・ 本大学の研究者からこのプログラムに参加したいという申し出がありました。どこに問い合わせれば良いですか？
  - ⇒ 研究者の受入を希望する本機構の研究所等に問い合わせてください。
- ・ 大学に支給された交流促進経費は、どのように使用すればいいのでしょうか？
  - ⇒ 交流促進経費の用途は、「本プログラムの実施に必要な事項に充てること」として規定しているだけで、特に用途は限定しておらず、所属大学等の判断に委ねています。所属大学等の長の判断で、当該研究者の不在に伴う代替教員を雇う場合の雇用経費、あるいは研究室の環境整備（備品購入や施設整備等）などに充てることが可能です。  
ただし、研究期間終了後に提出する、「研究者交流促進プログラム実施報告書」により、費目単位の執行額を報告する必要があります。
- ・ 受領した交流促進経費に残額が生じた場合は、返還義務がありますか？
  - ⇒ 定額で支給する経費であり精算は行いません。ただし、研究期間の中断や不適切あるいは不正な使用が明らかになった場合は返還を求めます。
- ・ 交流促進経費を先に受け取ることは可能でしょうか？
  - ⇒ 3か月毎に、受入研究者からの報告に基づき受入研究所長等が作成する「研究実施確認書」により、研究の実施状況を確認した上で、所属先の大学等が指定する銀行口座に振り込みますので、事前に支払うことはできません。
- ・ 交流促進経費の算定において、他大学等から異動した研究者の経験年数はどのような扱いになりますか？
  - ⇒ 現職位の他大学等における経験年数がある場合は、その年数も含め算定してください。
- ・ 「研究者交流促進プログラムの実施に関する覚書」の署名者は誰になるのでしょうか？
  - ⇒ 覚書は、参加の都度締結するのではなく、1回締結すれば以後有効な包括契約とすること、また金銭授受や雇用関係に係る契約でもあることから、法人の長としてください。それ以外の者となる場合は、予めご相談願います。
- ・ 「研究者交流促進プログラム実施報告書」はいつまでに提出すればいいのでしょうか？
  - ⇒ 研究終了後の1ヶ月後を目処に提出してください。ただし、研究期間の終期が年度末の場合は、決算の関係上、終了時を提出の締切日とします。